

守口市情報公開制度

手引書

平成26年7月 制定
(令和6年2月 改訂)

守口市総務部法制文書課

目 次

第1章 総則（第1条—第4条）

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	実施機関の責務	5
第4条	利用者の責務	6

第2章 公文書の公開（第5条—第17条）

第5条	公開請求権	7
第6条	公開請求の手續	8
第7条	公文書の公開義務	11
第8条	部分公開	31
第9条	公文書の存否に関する情報	35
第10条	公開請求に対する措置等	37
第11条	公開決定等の期限	40
第12条	公開決定等の期限の特例	43
第13条	事案の移送	46
第14条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	48
第15条	公開の実施	53
第16条	他の法令等による公開の実施との調整	55
第17条	手数料等	57

第3章 審査請求（第18条—第29条）

第18条	審理員による審理手續に関する規定の適用除外	58
第19条	審査会への諮問	59
第20条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續	63
第21条	審査会の設置	65
第22条	組織	66
第23条	審査会の調査権限	67
第24条	意見の陳述	71
第25条	意見書等の提出	73
第26条	委員による調査手續	74
第27条	提出資料の閲覧	76
第28条	調査審議手續の非公開	78
第29条	答申書の送付等	79

第4章 雑則（第30条—第34条）

第30条	公開請求をしようとする者に対する情報の提供等	-----80
第31条	運用状況の公表	-----81
第32条	実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実	----82
第33条	委任	-----83
第34条	罰則	-----84

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の推進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、守口市情報公開条例（平成26年守口市条例第6号）の目的を明らかにし、本市における情報公開制度の基本的な考え方を定めたものである。

【詳解】

1 知る権利

「知る権利」については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の公開を求める権利をも含むという理解であり、この場合の后者が特に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり、法律による制度化を待って具体的な権利になるという見解が有力である。

したがって、本条例においては、目的規定に「知る権利」という言葉を用いることはしなかった。

本市においては、知る権利は憲法の国民主権の理念にのっとり導き出されるものであることから、その知る権利を具体的な「公文書の公開の請求権」として位置付けるものである。

2 説明責任（アカウンタビリティ）とは

「説明責任」という観念は、憲法の国民主権原理の下で、政府は国民から公権力を付託されているのであるから、その活動について国民に説明する責務があるという考え方である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、公開の請求権を保障し、それを行使するだけでなく、その情報を通して行政の中身を理解できるように説明する必要があるということからこの「説明の責務」が論じられている。

平成26年の条例改正に伴い、「説明する責務」として条例に明記し、その存在を確認的に規定したものである。

3 本条は、この条例の各条文を通じての解釈及び運用の指針を示すものであり、各条文の解釈及び運用に当たっては、たえず本条に照らしながら行うものとする。

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第15条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

【趣旨】

本条は、実施機関及び公文書の定義について定めたものである。

【詳解】

（第1号関係）

1 実施機関とは

実施機関は、地方自治法、地方公営企業法等により、独立して事務を管理し、執行する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会とする。

福祉事務所長、建築主事等は、一定の事務について、それぞれ市長から独立して事務を執行する権限を有するが、公文書の公開については、市長を実施機関とする。

2 情報公開を実施する機関の意義は

本条例の目的が市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の推進に寄与すること、また市民の立場から見ると市の行政は市長部局、行政委員会等に区別されず、守口市として一体的に認識されていることから、全ての執行機関を実施機関としたものである。

3 市長と行政委員会、公営企業との関係は

市長、行政委員会及び公営企業は、地方自治法、地方公営企業法等により、独立して事務を管理し、執行する機関である。しかし、行政委員会及び公営企業は、市長の統括代表権（地方自治法第147条）により、一体性を保持しなければならない。

4 執行機関と附属機関との関係は

実施機関である執行機関の附属機関及び補助機関は、当該実施機関に含まれる。

(第2号関係)

1 「公文書」とは

本条例において、公開請求の対象となる公文書の媒体は、次のとおりである。

- (1) 文書
- (2) 図画
- (3) 写真
- (4) マイクロフィルム
- (5) 電磁的記録

2 職務上作成し、取得する

職務上作成し、取得するとは、実施機関に所属する職員がその職務の遂行上作成し、取得したことをいう。したがって、起案文書、收受文書、会計帳票等だけではなく、起案文書に添付している参考資料や事務の中で作成される資料等も含む。

3 電磁的記録

電磁的記録とは、以下に掲げるような、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られたものをいう。

- (1) パソコンやサーバーなど電子計算機におけるハードディスク等の記憶装置
- (2) 磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）
- (3) 磁気ディスク（USB等）
- (4) 光ディスク（CD-ROM等）
- (5) 光磁気ディスク（MO等）

4 組織的に用いるもの

- (1) 作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないものをいう。
- (2) 職員が自己の執務の便宜のために保有する複写物、個人的な検討段階のメモで未だ組織的な検討に付されていないもの等、個人で自由に廃棄しても組織上・職務上支障がない個人用の控えを除く。
- (3) 電磁的記録が、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は、「組織的に用いる」に該当する。

5 実施機関が保有しているもの

- (1) 実施機関が、利用し、又は保存しているもの

- (2) 守口市文書取扱規程及び文書保存種別の標準規程の定めにより、保存期間が終了し、及び廃棄されるまでのもの。

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、及び運用するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関がこの条例を解釈し、運用するに当たっての負うべき責務を定めたものである。

【詳解】

- 1 この条例の解釈運用に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - (1) 実施機関は、公文書に記録されている情報が第7条各号に掲げる非公開条項に該当するか否かの判断に当たっては、公開請求権が十分に保障されるように、公開原則にたって、適正に解釈し、及び運用する責務を有する。
 - (2) 非公開条項に該当する情報が記録されている公文書にあっても、非公開条項に係る部分を容易に、かつ、公文書の公開を求める趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該非公開事項に係る部分を除いて公開しなければならない。

具体的な方法については、第8条（部分公開）を参照のこと。

第4条 利用者の責務

第4条 公文書の公開を受けたものは、それによって得た情報を、第1条の目的に即して適正に用いなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき公文書の公開を受けたものが、それによって得た情報を利用するに当たって負うべき責務を定めたものである。

【詳解】

本条は、この条例の利用者が公開請求の際及び公開を受けた情報を使用する際にそれぞれ負うべき責務を定めたものである。すなわち、本条は、公文書の公開を受けたものに対して、その情報を市政の推進に寄与することを目的として利用することを定めた責務規定である。

【運用】

1 公文書の公開を行う場合において、実施機関の職員は、請求者に対し、公開によって得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用するよう啓発に努めるものとする。

ただし、公文書の公開は広く市政への参加を目的とするものであり、請求の目的や理由によって公開・非公開の判断が左右されるものではない。したがって、公開請求の際に、具体的な請求の目的や理由を問う必要はない。

2 この条例によって公開された情報が不適正に使用されたことが確認された場合、実施機関は、当該不適正使用者に対し、条例の目的に則した適正な使用を求めるものとする。

第2章 公文書の公開

第5条 公開請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

【趣旨】

実施機関に対し、公文書の公開を請求することができるもの（公開請求権者）の範囲を定めたものである。

【詳解】

1 「何人も」とは、本市内に居住しているかどうか、日本国籍を有しているかどうか、本市政に利害関係を有するかどうか等を一切問わず、海外に居住する外国人を含め、誰でも実施機関に対し、公開請求をすることができることを意味する。

したがって、法人でないPTA、自治会、商店会、消費者団体等であっても、団体としての規約を有し、かつ、代表者の定めのあるいわゆる「権利能力なき社団」は、本条に基づく公開請求を行うことができる。

2 本条は、実施機関が現に管理する公文書の公開を請求する権利を認めるものであり、本条の規定に基づいて、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

3 情報公開請求権は、一身専属的なものであり、原告の死亡により訴訟は当然に終了するものと解される。

4 公開請求者の自己を本人とする保有個人情報の開示請求については、本条に基づく公開請求としてではなく、個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求をするよう、請求者に促すこととする。

第6条 公開請求の手続

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「公開請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求は所定の事項を記載した書面により行うべきことを定めるとともに、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

【詳解】

（第1項関係）

1 書面主義

公開請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、公開請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、情報公開担当窓口を持参して提出するほか、郵送、FAX及びメールで行うことも可能である。

2 公開請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、公開請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、公開請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の補正を求めることになる。

また、各号列記はされていないが、公開請求書に当然に記載すべき事項として、公開請求先である実施機関の名称及び本条例に基づく公開請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、公開請求書の記載は、請求者の氏名、固有名詞、公文書上の外国語表記又は具体的な請求対象文書名を除き、日本語で行わなくてはならない。

- (1) 「公開請求をするものの氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」（第1号）

請求者としての名義人と同一であるかをその後の手続で確認するため及び連絡先を明

らかにするためのものであり、次の事項を記載することになる。

ア 公開請求者が個人の場合 氏名及び住所（住所がない場合は居所）

イ 公開請求者が法人その他の団体の場合 名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」（第2号）

「公文書の名称」については、求める公文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

「公文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から公開請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された公文書が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める公文書の種別、記載内容等により異なるが、一般的には、公文書の名称、公文書の様式の名称、標題、記録されている情報の概要、作成（取得）年月日、作成者名簿を適宜組み合わせる表示をすることになる。

個別具体の公開請求事案における公文書の特定は、各実施機関が個別に判断することとなる。例えば、「〇〇に関する資料」のように記載された公開請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは、記載からは明らかでないため、特定が不十分であると考えられる。また、「〇〇（実施機関）の保有する公文書」のように記載された公開請求についても、公文書の範囲は形式的、外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であってその全てに係る公文書を請求しているとは考え難いことや保有する公文書の量等に照らして、本条例の公開請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。

ただし、市民は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが十分想定されることから、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に求める公文書を指し示すことができるよう、実施機関は、公文書の特定に資する情報の提供を行うこととされているところであり、その一環として、ファイル目録を閲覧に供しており、同目録上の公文書ファイル名の引用やこれに更に限定を加える形での特定の仕方であれば、特定が不十分とは言えないものと考えられる。

（第2項関係）

1 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため公開請求に係る公文書が特定されていない場合を含む。また、公開請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の公文書の名称等であって、本来外国語で記載されるべき場合を除く。）も「形式上の不備」に当たる。

他方、公開請求の対象文書が公文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。公開請求の対象文書は、請求の本質的な内容であり、その変更は公開請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、当該請求に係る公文書を保有していない旨を公開請求者に教示するほか、当該公文書を保有している他の実施機関が明らかな場合には当該実施機関を教示する等、適切な情報提供を行うことが望ましい。

2 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

- (1) 「相当の期間」とは、守口市行政手続条例第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に則して、実施機関が判断する。
- (2) 外形上明確に判断し得る不備については、守口市行政手続条例第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、公開しない旨の決定をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

本条例上の手続においては、本項の規定により必ずしも実施機関が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、公開請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

- (3) 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、公開請求書の不備が補正されない場合には、当該公開請求に対して公開しない旨の決定を行うことになる。なお、公文書の特定が不十分であることにより形式上の不備とする場合においては、公開の実施ができない程度にまで不特定である場合は格別、実施機関の都合で「特定性」の要件を厳格にすることは妥当ではない。

3 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」

本規定は、主として、公文書の特定が不十分である場合の実施機関の対応について規定したものである。公文書の特定は、公開請求の本質的な内容であり、公開請求者が行うものであるが、現実には、公開請求者が公文書を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、公開請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

「補正の参考となる情報」としては、例えば、公開請求書の記載内容に関連する公文書ファイル名や該当しそうな公文書の名称、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

第7条 公文書の公開義務

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにするものであり、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないこととしている。

【詳解】

1 公開・非公開の基本的な考え方

本条例は、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、市の情報は原則公開との考え方にたっている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないこととしている。

なお、本条例に基づき適法に公開をしている限り、地方公務員法等の守秘義務違反による責任は問われないものとする。

2 非公開情報の取扱い

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の長の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。本条例では非公開情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っている。公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときの非公開情報の取扱いは、部分公開（第8条）の問題である。

3 公開の実施の方法との関係

本条例でいう「公開」とは、公文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、公開・非公開の判断は、専ら公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されているかどうかによって行われ、公開の実施の方法によって公開・非公開の判断が異なることはない。ただし、公開決定された公文書の公開の実施に当たり、公文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第16条第1項ただし書参照）。

4 非公開情報の類型

本条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の非公開情報には該当しない場合であっても、他の号の非公開情報に該当し非公開となることはあり得る。

したがって、ある情報を公開する場合は、本条の各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

5 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にもせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求できることから、公開請求者に公開するという行為は、何人に対しても公開を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条の各号における非公開情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」おそれがあるか等を判断することとしている。

6 非公開情報該当性の判断の時点

非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

第7条第1号 個人情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（第16条において「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【詳解】

他市の情報公開条例の中には、個人に関する情報のうち、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って非公開情報とする方式（プライバシー保護型）を採用しているものもあるが、本条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、周知の情報等個人に関する情報の非公開情報から除かれるべきものを限定列挙している。

1 「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ

るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」（本文）

（１） 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十分に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に非公開とし、個人に関する情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に非公開とすべきでない情報をウにおいて除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により非公開であった情報が、個人が死亡したことをもって公開されることとなるのは不適當である。

（２） 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により非公開情報該当性を判断することが適當であることから、本号の個人に関する情報からは除外している。

（３） 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

（４） 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、周知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを非公開情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害したりするおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人に関する情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非公開情報として規定したものである。

2 「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(第1号ア)

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非公開情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令若しくは条例の規定により」

法令若しくは条例の規定は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求めるもの又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である

必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（第1号イ）

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

非公開情報該当性の判断に当たっては、公開することの利益と公開されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人に関する情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人に関する情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（第1号ウ）

公文書には、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ、特定の公務員が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては非公開とはしないこととする趣旨である。

(1) 「当該個人が公務員等である場合において」

個人に関する情報のうち、当該個人が「公務員」である場合である。

「公務員」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人に関する情

報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である場合には、各個人ごとに非公開情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員にとっての非公開情報該当性と他の個人にとっての非公開情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は非公開とされることになる。

「公務員」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、本規定は適用される。

(2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人に関する情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員の職務の遂行に係る情報には、当該公務員の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員の個人に関する情報としては非公開とはしないという意味である。

(4) 公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名の取扱い

公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に支障を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、アに該当する場合には例外的に公開することとするものである。

すなわち、当該公務員の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のウとともに、アが併せて適用され、個人に関する情報としては非公開とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考

えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

5 本人からの公開請求

本条例の公開請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合にも、公開請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウまでに該当しない限り、非公開となる。

第7条第2号 法人等事業情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の非公開情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【詳解】

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」

株式会社のような営利法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等の民間の法人のほか、法人格を持たない団体や権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人、地方公共団体等については、その公的性格に鑑み、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る非公開情報は、第5号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等につ

いて非公開情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

- (3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本号のただし書は、第1号イと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を公開しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- 2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第2号ア)

- (1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

- (2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

- (3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

- (4) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (5) 指定管理者制度及びプロポーザル方式による事業者選定に係る企画提案書の取扱い

本市と契約を締結し、本市の事業を行う事業者に係る情報については、市政運営に係る透明性の確保の観点から、市民への説明責任が求められる。

特に、指定管理者制度及びプロポーザル方式による事業者選定については、通常の入札方式に比べ、選定までの経過が市民から見てわかり難いものとなっていることから、より一層の透明性の確保が求められる。

そうすると、通常の事業者であれば、企業ノウハウとして本号に該当する情報であっても、市民への説明責任がより求められる選定事業者の場合、当該情報が公開されることにより被る（おそれのある）損害は、その責任に応じて受忍すべきものであることから、企画提案書の内容については、特段の保護を要すると認められる当該事業者の情報（①事業者の代表者の印影、取引先業者名等の市民生活に直接関係がない当該事業者の内部管理情報、②選定過程の透明化の観点に照らして市民への説明責任にあまり関わらない情報であって、かつ、企業ノウハウとして保護すべき必要性が特に高いもの）や本号以外の非公開情報を除き、原則として公開しなければならない。

- 3 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（第2号イ）

本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、非公開情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、第5号の非公開情報の規定によって判断されることとなる。

- (1) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本条例に基づく公開請求に対して公開しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないで欲しいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

- (2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当

該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見扱いを意味し、当該法人等において公にしていなかったことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

第7条第3号 公共の安全に関する情報

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【詳解】

公共の安全と秩序を維持することは、市民全体の基本的利益を擁護するために市に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報とすることにした。

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、監護措置の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予

防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置、交流に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第5号の事務又は事業に関する非公開情報の規定により公開・非公開が判断される。

2 「おそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報についてはその性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定としているものである。

第7条第4号 審議、検討等に関する情報

(4) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、審議、検討等に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【詳解】

公開請求の対象となる公文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成し、又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書となる。

このように、公開請求の対象となる公文書の中には実施機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を公開することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、事項的に意思決定前の情報を全て非公開とすることは、実施機関等がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、公開することによって実施機関等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、非公開とされる情報の範囲を画したものである。

1 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したも

ので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

3 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

4 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、3と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

5 「不当に」

前記2、3及び4のおそれの「不当に」とは、審議、検討等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

6 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われたりする等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等にかかる意思決定に不当な影響を与えたりするおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

第7条第5号 事務事業情報

(5) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【詳解】

市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由がある。

市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからエまで例外的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(本文)

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからエまでに掲げたものは、各機関共通に見られる事

務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業の外にも、同種のもが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の仕事又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事業又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第5号ア)

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の成否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計処理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をする

などのおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第5号イ)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者としての認められるべき地位を不当に害したりするおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第5号ウ)

市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、市民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

5 「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第5号エ)

市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当

該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

第8条 部分公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合における実施機関の部分公開の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。
- 2 第2項は、公開請求に係る公文書に個人識別情報（非公開情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分公開について定めるものである。

【詳解】

（第1項関係）

1 「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合」

1件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第7条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを審査した結果、非公開情報に該当する情報がある場合を意味する。

公開請求は、公文書単位に行われるものであるため、第7条では公文書に全く非公開情報が記録されていない場合の公開義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合に、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該公文書のどの部分に非公開情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分公開の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、非公開情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味

する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには非公開情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には非公開情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- (2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分公開の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれている場合などでは、非公開情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、公開すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、非公開部分と公開部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

3 「当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」

- (1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
- (2) 本項は、義務的に公開すべき範囲を定めているものであり、部分公開の実施に当たり、具体的な記述をどの様に削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、非公開情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非公開情報を公開した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの非公開情報を構成する一部が公開されることになるとしても、実質的に非公開情報が公開されたと認められないのであれば、実施機関の非公開義務に反するものではない。

4 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」

- (1) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、公開をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等で

ある。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

- (2) また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、公開請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

(第2項関係)

- 1 「公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

- (1) 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、非公開情報ではない情報の記載部分の公開義務を規定しているが、ひとまとまりの非公開情報のうちの一部を削除した残りの部分を公開することの根拠条項とはならない。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非公開となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を公開しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分公開とするよう、個人識別情報についての特別規定を設けたものである。

- (2) 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の非公開情報の類型と同様に非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開することとなるためである。

- 2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除くことにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文等公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分公開の規定を適用することとしている。

- 3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分公開の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第7条第1号に規定する非公開情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の非公開情報の規定に該当しない限り、当該部分は公開されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として非公開となることになる。

なお、個人を識別することができる第7条第1号アからウまでのいずれかに該当しない限り、部分公開の対象とならない。

【運用】

1 積極的な部分公開

公開を原則とする趣旨からすれば、請求対象文書に非公開情報が記載されている場合であっても、積極的に部分公開をしていかなければならない。

2 分離の方法

分離の方法であるが、公開する情報と非公開とする情報とが同一ページにある場合とそうでない場合等、種々の形態が考えられる。

また、分離することによって本来の公文書原本が損傷するようなことがあってはならない。

したがって、必ずしも原本の閲覧ということに固定せず、複写という形で非公開部分を伏せて公開する方法を採るものとする。

第9条 公文書の存否に関する情報

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

【詳解】

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ非公開決定を行うことになる。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとするものである。

- 1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。公開請求に含まれる情報と非公開情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指した探索的請求は、第7条各号の非公開情報の類型全てについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- (2) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- (3) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第3号）
- (4) 買い占めを招くなど市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第4号）
- (5) 特定分野に関しての試験問題の出題予定に関する情報（第5号）

- 2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」

公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否する決定も、申請に対する処分であ

ることから、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

第10条 公開請求に対する措置等

- 第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨又は全部を公開しない旨の決定をするときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠となる規定及びその規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、公開請求者に対して、公開決定等を行わなければならないことを定めるものである。

【詳解】

（第1項関係）

1 公開決定

（1） 「公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし」

公開請求に係る公文書を全て公開する旨の決定と、公開請求に係る公文書のうち一部分について公開し、その他の部分については公開しない旨の決定を含む。

「その旨の決定」の内容としては、全部公開か部分公開かの別が明らかにされている必要がある。

決定は、1件の公開請求に係る複数の公文書のうちの一部について公開・非公開の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した公文書についてのみ先行して公開決定等を行うことも可能である。

（2） 「その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。」

公開決定を受けたものが公開の実施を受けるために必要となる事項を通知するものである。

（第2項関係）

1 非公開決定

（1） 「公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒

否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）」

公開請求に係る公文書について、その全てを公開しない場合（公開請求に係る複数の公文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る公文書のうち全てを公開しないときを含む。）であるが、具体的には、以下のケースが該当する。

ア 公開請求に係る公文書の全部に非公開情報が記録されているため、全て非公開と
するとき（非公開情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して
除くことができない場合を含む。）。

イ 第9条の規定により公開請求を拒否するとき。

ウ 公開請求に係る公文書を当該実施機関が保有していない場合又は公開請求の対象
が第2条第2項に規定する公文書に該当しないとき。

エ 公開請求の対象が、他の法律における情報公開条例の適用除外規定により、本条
例による公開請求の対象外のものであるとき。

オ 権利濫用に関する一般法理が適用される時。

本条例には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されない
ことは法の一般原則として当然であり、公開請求が権利濫用に当たる場合は公開しない
旨の決定を行うことになる。どのような場合に権利濫用に当たるかは、公開請求の態様
や公開請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び市民一般の被る不利益等を勘案
し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断すること
になる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等公開請求権の本来の目
的を著しく逸脱したような公開請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考え
られる。なお、公開請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行
に著しい支障が生じるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱さ
せることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理
期限の特例（第12条）により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

(2) 「その旨を書面により通知しなければならない。」

非公開決定をした旨を書面で公開請求をした者に通知しなければならないことを規定
したものであるが、非公開決定の内容としては、非公開決定に係る公文書の表示、非公
開決定をした者の名称、非公開決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、守口市行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服
審査法第82条に基づく教示（不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行
政庁、不服申立てをすることができる期間）を書面により行うことが必要である。通常
は、これらの事項を非公開決定の通知書に併記することになる。

このうち、理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申
請者が公開しない理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、
非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録され
ているかを示すことになると考えられる。

また、公開請求に係る公文書に複数の非公開情報が記録されている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。なお、非公開情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

(第3項関係)

- 1 本項は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、非公開決定通知等によりその理由を示さなければならないこと、また、その提示に際しては、公開しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解し得る程度に記載しなければならないことを確認的に定めたものである。

第 11 条 公開決定等の期限

- 第 11 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開決定等をすべき期間を 30 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、前条第 2 項の規定による公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、公開決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めるものである。

【詳解】

（第 1 項関係）

- 1 第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- （1） 「補正に要した日数」とは、実施機関が第 6 条第 2 項の規定により補正を求めてから、公開請求者が補正をした公開請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき公開請求者に責があり、公開決定等の期間計算に含めることは適当でない。
- なお、この規定がなくても期間計算は同様に解されるところであるが、明確化を図ったものである。
- （2） 形式上の不備がある公開請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。
- 公開請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、公文書の特定が十分かどうかは、実施機関において、公開請求書に記載された内容により確認することが必要である。このような期間は、適法な公開請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めている。
- （3） 公文書が特定されているか否かについて実施機関と公開請求者の間に認識の相違がある場合など、実施機関が補正を求め続けることにより、いつまでも公開決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。

しかしながら、公開請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態は生じない。

3 相当の期間を定めて補正を求めると、公開決定等の期限との関係

第6条第2項において「相当の期間を定めて」補正を求めるとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な公開請求であることを理由とする非公開決定を行えないこととするものであり、公開請求書による補正の機会を保障するための規定である。したがって、相当の期間を定めて補正を求めると、公開決定等の期限とは直接関係しない。

補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は非公開決定を行うことができるようになるが、公開請求者が補正を行うために更に時間を必要とする場合などまで、非公開決定を行わなければならないわけではない。

補正を求めている間は、公開決定等を行うべき期間が進行しないので、実施機関が本条違反に問われることはない。

(第2項関係)

1 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

「事務処理上の困難」とは、当該公開請求に対し第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、公開請求に係る公文書の量の多少、公開請求に係る公文書の公開・非公開の審査の難易、当該時期における他に処理すべき公開請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該公開請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、第14条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、公文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。

2 「公開決定等をすべき期間を30日を限度として延長することができる。」

「公開決定等をすべき期間」とは、公開請求があった日から公開決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、公開請求があった日から起算して45日以内に処理すればよいことになる。

3 「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。」

申請者の求めに応じ、申請に対する処分 of 時期の見通しを示すよう努めることは、行政

手続条例第9条に定められているところであるが、本条例では、期間を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「延長後の期間」とは公開決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」としては期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

(第3項関係)

1 「期間内に、実施機関が公開決定等をしないとき」

請求者は、実施機関が、期間内に公開決定等をしないときは、非公開決定があったこととみなすことができる。この場合、請求者は、行政不服審査法により、審査請求を行うことができる。

第12条 公開決定等の期限の特例

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

2 前条第3項の規定は、前項に規定する残りの公文書について同項第2号に規定する期限までに公開決定等を行わないときに準用する。

【趣旨】

本条は、著しく大量な公文書の公開請求があった場合についての公開決定等の期限の特例を定めるものである。

【詳解】

(第1項関係)

各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、公開請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

- ① 公開請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 公開請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について公開決定等を行う。
- ③ 相当の期間（①の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について公開決定等を行う。

1 「公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

公開請求に対し、第11条第2項の規定を適用し処理期限を45日まで延長したとしても、公開請求に係る公文書の全てについて公開決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「公開請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、1件の公開請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の公開請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した

上で判断される。

「公開請求があった日から起算して45日以内」は、明文の確認規定は設けていないが、形式上の不備がある公開請求については、補正に要した日数を除いた期間である。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該公開請求の処理を担当する室課等が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。

2 「公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし」

「相当の部分」とは、公開請求を受けた実施機関が通常45日以内に公開決定等ができる分量を意味する。著しく大量な公文書の公開請求であっても、他の公開請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に公開決定等を行うべきである。

3 「残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。」

当該公開請求の全てを処理できない事情に鑑み、当該残りの公文書についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。実施機関は、ある程度のまとまりの公文書ごとに、早く審査の終了したのものから順に公開決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

4 「同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」

(1) 本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、第11条第1項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

(2) 「同条第1項に規定する期間」とは、公開請求があった日から起算して15日間（補正に要した期間を除く。）を指す。

(3) 「その理由」とは、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

(4) 「残りの公文書について公開決定等をする期限」とは、最終的に当該公開情報に係る全ての公文書についての公開決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに公開決定等がなされなかった場合には、公開請求者は、不作

為についての審査請求や不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

- (5) なお、この書面においては、45日以内に公開決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該時点で45日以内に公開決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、45日以内には当該部分についての公開決定等が通知されることを考慮したものである。

5 特定の実施機関に多数の公開請求が集中した場合の取扱い

1 件の公開請求に係る公文書の量は「著しく大量」ではないが、著しく多数の公開請求が一の実施機関に集中し、その全てについて45日以内に公開決定等を行うと事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合について、本条例は、特に規定を設けていない。これは、そのような事態が通常起こることを想定していないためである。

そこで、仮に、そのような事態が発生した場合には、公開請求権の的確な実現と他の行政事務の的確な遂行の確保との調和を図るという本条の規定の趣旨に照らし、実施機関は、多数の公開請求のうち、可能な範囲については第11条の処理期限内に公開決定等をし、残りの公開請求については、処理可能となった後、遅滞なく公開決定等をするべきことになる。

この場合、残りの公開請求は、第11条の定めるところにより処理されていないことになるが、同条は実施機関において可能な限りの措置を講じた上でもなお対応することが困難であり、真にやむを得ないとする正当な理由がある場合における例外的な取扱いを許容しない趣旨ではないと解され、具体的な公開請求の集中の実情、他の行政事務を遂行する必要性等に照らし、45日以内に全ての事案について公開決定等を行おうとすると事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるという特段の事情がある場合には、残りの公開請求に対する応答の不作為は違法とはならないものと解される。

(第2項関係)

- 1 「前条第3項の規定は、前項に規定する残りの公文書について同項第2号に規定する期限までに公開決定等をしないときに準用する。」

前条第3項の規定と同様に、請求者は、実施機関が、期間内に残りの公文書について公開決定等をしないときは、非公開決定があったこととみなすことができる。

第13条 事案の移送

- 第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときは、当該公開請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への公開請求事案の移送について、要件及び手続を定めるものである。

【詳解】

公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

（第1項関係）

- 1 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる」

協議の上、移送するとは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関の相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、公開請求を受けた実施機関が公開決定等を行うことになる。

なお、事前に関係実施機関で手続等に関する情報交換等を行うことも考えられる。

- 2 「事案を移送した旨を書面により通知」

書面による通知内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

（第2項関係）

1 「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。」

移送の効果として、移送を受けた実施機関が条例第10条各項の公開請求に対する措置を行うことを明確にするため規定したものである。

2 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。」

「移送前にした行為」には、第6条第2項の公開請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為を全て含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものである。

(第3項関係)

1 「移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。」

移送の効果として、移送を受けた実施機関が、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する決定を行ったときは、自らの責任において、公開の実施を行わなければならないことを明確化するために規定したものである。

2 「移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。」

前段で規定されているとおり、公開の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その公開の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。

3 その他

(1) 移送は専ら実施機関の内部の問題であることから、公開決定等の期限については、第11条第1項により、当初の公開請求のあった時点から進行する。したがって、移送の協議は、公開請求を受けてから速やかに行われるべきものである。

(2) また、公開請求者との関係において、公開決定等を行うべき実施機関の長が何度も変わることは、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。

4 事案の移送は、公開請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有しているものの、公開・非公開の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、公開請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。

第14条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第14条 公開請求に係る公文書に市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号アからウまで又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第7条第1号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、公にしても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき。

(2) 当該第三者の所在が判明しないとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が公開請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、公開に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

【詳解】

第三者に関する情報が記録されている公文書について公開請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとするとともに、公益上の理由により公開しようとするときには、当該機会を与えなければならないとし、また、当該第三者から公開に反対する旨の意見書が提出された場合において、公開決定をするときには、公開決定日と公開の実施日との間を開けて、公開の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が公開請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めるものである。

実施機関が公開・非公開の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聞くことは有意義である。

しかしながら、第三者に関する情報が記録されている公文書といっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて非公開決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が公開に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねている。

- 2 「第三者に関する情報が記録されているとき」

意見を聴くことができる「第三者」の範囲から、市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人については、広い意味での国家機関であって、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

- 3 「公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して」

- (1) 「公文書の表示」とは、公文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方である第三者に対し、意見書提出の機会の付与に係る公文書がどれであることを当該第三者が判断できるように伝えることを意味する。

- (2) 「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、公開請求の年月日、公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容並びに意見書の提出先及び提出期限である。

- 4 「意見書を提出する機会を与えることができる。」

- (1) 第三者の意見聴取の方法としては、本項の規定による意見聴取の結果、公開に反対の意見が出されたときは、第三項の規定による手続を取ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、書面を提出することとした。

- (2) 公開・非公開の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第7条に規定する非公開情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に公開に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の公開・非公開の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

- (3) 第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の公開・非公開についてであり、公開請求に係る公文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

(第2項関係)

- 1 本項は、公益的公開の場合は、当該公文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が記録されている場合であって、次の3つの場合のいずれかに該当し、公文書を公開しようとするときである。

- (1) 個人情報（第7条第1号柱書き本文の情報をいう。）ではあるが、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又はすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報で、公にすることで当該第三者の権利利益が害されるおそれがあると認められるもの（第7条第1号ア及びウ参照）
- (2) 個人情報（第7条第1号柱書き本文の情報をいう。）ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが必要と認められるもの（第7条第1号イ）
- (3) 法人等事業情報（第7条第2号柱書き本文の情報をいう。）ではあるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが必要と認められるもの（第7条第2号ただし書）

- 2 「当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」

- (1) 「当該第三者」とは、公益上の理由による公開でなければ非公開となる情報に係る第三者を指し、公開請求に係る公文書の他の情報に係る第三者は含まない。
- (2) 「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、公開請求の年月日、公開請求に係る公文書に記載されている当該第三者に関する情報の内容及びその内容が条例第7条第1号アからウまで又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められる理由並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限である。
- (3) 第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

3 「公にしても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき。」

法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又はすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報で、公にしても第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、第三者に意見書を提出する機会を付与する必要のないとする例外を規定したものである。

4 「当該第三者の所在が判明しないとき。」

実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本号が適用される。また、第三者が死亡している場合や解散している場合も、本号の対象となる。

(第3項関係)

1 本項は、意見書提出の機会を与えられた第三者が、公開決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

公文書が一度公開されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、公開の実施前に、第三者が公開の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、公開の決定をしたときは、意見書提出の機会を与えた第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、公開の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、公開決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、公開決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

2 「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするとき」

(1) 「公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が公開を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

(2) 「公開決定をするとき」とは、公文書の全部公開の決定に限らず、部分公開の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を非公開とする場合は含まれない。

(3) 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、公開決定

等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮に入れることは当然可能である。

- 3 「公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」

第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、公開を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

期間を「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

個別の事案に応じ、2週間以上の期間をおくことを妨げるものではないが、公開請求者が速やかに公開を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と公開請求者の利益との比較衡量が必要である。

- 4 「公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。」

(1) 反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、公開決定をしたときは直ちに行う必要がある。

(2) 「その理由」は、第三者に係る情報が非公開情報に該当しないことと判断した理由又は公益上の理由による公開が必要と判断した理由を記載することになるが、公開することとした部分全てについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を公開することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

(3) 「公開を実施する日」とは、公開決定の時点では確定日とならないので、公開を実施することが見込まれる日でもよい。

第15条 公開の実施

第15条 公文書の公開は、文書、図画、写真又はマイクロフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第8条の規定により公文書の一部を公開するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

本条は、公文書の公開について、その実施の方法を定めるものである。

【詳解】

1 公開の方法

(1) 「文書、図画、写真又はマイクロフィルム」の公開の方法

「文書、図画、写真又はマイクロフィルム」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を公開の方法とした。公開を受けるものは、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。

写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、マイクロフィルムであれば用紙への印刷、写真フィルムであれば印画紙への印画などの方法によることとなる。

(2) 「電磁的記録」の公開の方法

電磁的記録の公開方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算処理機に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものの、光ディスク（CD-R）に複写したもののなどの交付が定められている。

(3) 「公文書の保存に支障を生ずるおそれがある」とき等の写しの閲覧（ただし書）

閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま公開に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に非公開の箇所があり的確に部分公開をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し

たり、交付したりすることを想定している。

(4) 郵送による公開

写しの交付を受けるものは、実費負担費用及び郵送料を納付すれば、その送付を求められることができることとされており、郵送による写しの交付が定められている。なお、ファックスや電子メール等による送付はその費用負担及びその収納方法等についての課題があり、認められていないが、当該課題の解決を図りつつ、これらによる送付についても推進していくべきであると考えられる。

【詳解】

1 電磁的記録の閲覧方法について

録音テープ又は録音ディスク	録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧
	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 電磁的記録の写しの交付方法について

電磁的記録	用紙に出力したものの写しの交付
	光ディスクに複製したものの交付

第16条 他の法令等による公開の実施との調整

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、公文書の公開等を定める他の法令の規定との調整措置を定めたものである。

【詳解】

他の法令において市民一般に対する特定の公文書の公開規定（一定の場合に公開をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その公開の方法が第15条の公開の方法と同一である場合には、本条例に基づく公開を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による公開の程度で、本条例による公開を行わないこととするものである。

（第1項関係）

1 「他の法令等の規定により」

「他の法令等」とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令（会計検査院規則、人事院規則等）をいう。本条の調整の対象となる規定は、何人も公開することとされているものであつて、ただし書により一定の場合には公開をしない旨の定めがないものに限ることから、府省令その他行政機関の命令については、委任命令であるか実施命令（執行命令）であるかを問わない。

2 「何人にも」

本条の調整措置の対象となる規定は、公文書が「何人にも」公開することとされているものに限るものである。

公文書が本人、利害関係者等特定のものに対して公開することとされている規定については、本条例が並行的に適用されることとなり、本条例に基づき、これらの公文書の公開請求があつた場合には、当該規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書に記録されている情報が第7条各号の非公開情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。

3 「公開請求に係る公文書が前条に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合」

公開請求に係る「公文書」としたのは、他の法令の規定において、実施機関以外の国会、裁判所、地方公共団体その他法人等が何人にも「文書」を公開することとされている場合（例 公職選挙法第192条第4項の規定による報告書の閲覧）を含まない趣旨である。

「前条に規定する方法と同一の方法で公開する」については、他の法令の規定における公開の方法が本条例第15条に規定する公開の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による公開をしないこととするものである。

例えば、他の法令において閲覧の方法により公開が規定されている場合、閲覧の方法による公開については、本条例では行わず、他の法令によることとなり、写しの交付の方法による公開については、本条例に基づき、公開請求を行い、公開決定があれば、第15条の規定により写しの交付の方法を申し出ることが可能である。

4 「（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）」

他の法令における公開規定の中には、公開の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令の規定に定める公開の方法が第15条に規定する公開の方法と同一の方法である場合に、本条例では当該同一の方法による公開を行わない。当該期間の前後においては、他の法令の規定に公開の定めがないことから、本条例に基づく公開請求を行い、非公開情報に該当するか否かの判断を経た上で、公開決定があった場合には、希望する公開の実施の方法を申し出ることが可能である。

5 「ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるとき」

他の法令の規定において、何人にも公文書を公開することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければ、これを拒むことはできない」、「おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」（例 河川法第12条第4項、更正保護法第97条第2項）とされているなど、一定の場合に公開をしない旨の定めがあるときは、本条例に基づき公開請求した場合の公開の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とならない。

（第2項関係）

1 「他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条の閲覧とみなして」

「縦覧」は、本条例第15条において、公開の方法として規定されていないが、個々人に公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される公開の形態であることから、他の法令の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、第15条の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による公開は行わないこととするものである。

第17条 手数料等

第17条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 第15条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開の実施に当たり、これに係る手数料を定めたものである。

この制度における原本の閲覧、写しの閲覧は、無料とするが、窓口及び郵送で写しの交付を希望する請求者は、これらに要する費用を事前に負担しなければならない。

【詳解】

（第1項関係）

- 1 情報の閲覧又は視聴に要する費用は、条例の趣旨、目的から無料とする。

（第2項関係）

- 1 「写しの作成に要する費用」とは、乾式複写機による複写に要する費用、用紙に係る費用、磁気等の媒体に係る費用とする。
- 2 「写しの送付に要する費用」は、郵送料をいう。
- 3 請求者が来庁した場合は、請求者自らが、守口市情報コーナーに設置してある複写機で、コピー枚数に見合った料金を投入して写しを作成するものとする。
- 4 請求者が来庁しない場合の費用徴収は、次のとおりとする。
 - (1) 請求者が現金を郵送する方法
 - (2) 請求者が普通為替及び定額小為替を郵送する方法
- 5 請求者が、支払うべき複写に要する費用の額は、次のとおりとする。
 - (1) 庁内の乾式複写機により複写できるもの 片面1枚当たり 10円（複写依頼の請求のある場合は10円を加算する。）
 - (2) その他の写し 写しの作成に要する実費額
 - (3) 送付に要する費用 郵送料

第3章 審査請求

第18条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第18条 公開決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は適用しない。

【趣旨】

本条は、公開決定等に係る審査請求があった場合には、行政不服審査法に規定する審理手続を要しないことを定めたものである。

【詳解】

行政不服審査法では、審理の公平性・客観性を確保するために、処分に関与しない者が審理手続を行う審理員制度が導入されている。

しかし、本条例に基づく公開決定等に係る審査請求においては、守口市情報公開審査会（第21条）がインカメラ審理（第23条第1項）やヴォーン・インデックス提出要求（第23条第2項）の調査権限を行使することで、処分庁が行った処分の妥当性を第三者の視点から判断できる仕組みが担保されている。

このようなことから、審理員による審理手続を経ずに審査会に諮問する方が、審理を迅速化して、審査請求人の利益にかなうと考えられることに照らし、審理員制度を適用しないこととしている。

第19条 審査会への諮問

第19条 公開決定等について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、守口市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、公開決定等に対する審査請求を受けた実施機関が、原則として審査会への諮問を行い、関係者にその旨の通知を行うことを義務付けるものである。

【詳解】

（第1項関係）

1 「公開決定等について、審査請求があったとき」

- (1) 公開決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、公開決定等について不服があるものは、同法により、処分庁の最上級行政庁（上級行政庁がないときは、当該処分庁。）に対する審査請求をすることができる。
- (2) この審査請求としては、非公開決定に対し、公開請求者が当該決定の取消しを求め審査請求を起こすことになるが、第三者に関する情報が記録された公文書について公開決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める審査請求を起こすことも考えられる。

2 「当該審査請求に対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、守口市情報公開審査会に諮問しなければならない。」（本文）

- (1) 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、審査請求を受けた実施機関を意味する。

(2) 審査請求の審査は、行政不服審査法に基づき、審査請求を受けた実施機関が行うものであるが、本条例においては、当事者である実施機関の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、公開決定等に対する審査請求があったときは、審査会に対する諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととした。

ただし、審査会に諮問させる必要性がない場合として、本条第1号及び第2号のケースを諮問義務の例外として掲げている。

(3) 審査請求を受けた実施機関は、審査会に諮問する前に、本条第1号又は第2号の該当性を判断する必要がある。また、審査会の手続は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようにするため、実施機関は、諮問に際し、審査請求に対する考え方やその理由を記載した書面その他の必要な資料を審査会に提出するべきである。したがって、実施機関は、行政不服審査法に基づき、必要と認める調査を行った上で、審査会に諮問することとなる。

(4) 実施機関は、審査会の答申を受けた後、審査請求に対する裁決を行うことになる。

実施機関が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、審査会制度を設けた趣旨に鑑み、当然尊重されるべきものである。

3 「審査請求が不適法であり、却下する場合」

(1) 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下する場合を意味する。

本条に該当するケースとしては、例えば、次のような場合があるが、このようなケースについては、第三者の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

① 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照。）の経過後にされたものであるとき。

② 審査請求をすべき実施機関を誤ったものであるとき。

③ 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。

④ 存在しない公開決定等についての審査請求であるとき。

⑤ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法第23条参照）。

(2) なお、例えば、公開請求書に形式的な不備がある場合、公開請求の対象文書が公文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な公開請求に当たるとして非公開決定をしても、審査請求は可能であり、前記(1)のケースに当たらない限り、情報公開審査会への諮問が必要となる。

4 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）」

(1) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合」

ア 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、諮問義務の例外としている。

イ 本号の「公開決定等」に含まれるのは、部分公開決定（非公開とした部分に係るもの）及び非公開決定であり、「公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定」は含まれない。これは、全部公開決定を取り消し又は変更して、公文書の全部を公開することが考えられないためである。なお、第三者からの公開決定の取り消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、公開請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

ウ 「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合」とは、非公開とした判断が違法又は不当であり、公開が相当であることを理由として、非公開決定を取り消す場合を意味する。

処分庁が決定で非公開決定を取り消した場合には、当然、公開決定を行うこととなるし、審査庁が裁決で取り消した場合についても、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条）ので、原処分庁は公開決定を行うことになる。

「当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合」とは、公開請求者が非公開とされた公文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分の全てについて公開することとする場合を意味するものであり、審査請求人が非公開を争わなかった部分については、対象とならない。

(2) 「（当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。）」

本規定は、紛争の一回的解決を図る趣旨である。

反対利害関係人が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、非公開決定を取り消し、公文書の公開をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、審査会制度を設けた趣旨に鑑み、このようなケースについては、審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、反対利害関係人が存在することが明確な場合、すなわち、第14条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、公文書の公開について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、諮問義務の例外事由の例外として諮問しなければならないこととした。

(第2項関係)

1 通知義務

情報公開審査会における調査審議の手續においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審査会における調査審議の手續が始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は、審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに通知しなければならないこととした。また、通知の方式は、条文上規定していないが、書面で行うことが原則である。

2 通知すべき相手方

通知すべき相手方の範囲は、審査請求手續に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな者としている。

(1) 「審査請求人」とは、公開決定等に対する審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、行政不服審査法第13条（同法第9条第3項により、「審理員」を「審査庁」に読み替える。）の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手續に参加人として参加した者をいう。

(2) 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。

公開請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

(3) 第3号は、公開請求者が非公開決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく非公開決定を行った場合のように、公開に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

第20条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、公開に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合や、第三者の意に反して公開すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を確保することを目的とするものである。

【詳解】

1 第三者が公開に反対の意思を有する場合の手続

本条各号のいずれかに該当する場合には、第14条第3項と同様に、公開を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

（第1号関係）

1 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合

本号は、公開決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却をする場合を指す。

処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、非公開決定を受けた公開請求者に限らず、公開決定に係る公文書に自己情報が記録されている第三者であって当該情報が公開されることにより自らの権利利益が害されることとなるものも行うことができる。逆に言えば、そのような公開決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

（第2号関係）

1 審査請求に係る公開決定等を変更し、公文書を公開する場合

- (1) 本号は、審査請求を受けた実施機関が、公文書の全部又は一部の非公開決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して公開することとする場合を指す。
- (2) 「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決」
- ア 「審査請求に係る公開決定等」とは、全部公開の決定を除いたものである。
- イ 「を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、原処分を公開決定に変更する裁決を指す。
- ウ 当該公文書の一部についてのみ公開することとし、その他の部分は非公開のままとする決定も含むが、この場合は、当該公開する部分について第三者が反対の意見を表示している場合である。
- (3) 「第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合」
- ア 第三者が参加人として、審査請求手続において、審査庁又は審査会に対し、公文書の公開に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。
- 原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第19条第2項の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。
- イ 本号が適用されるのは、第三者が審査請求手続において公開に反対している場合に限られ、第14条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは、次の理由によるものである。
- ① 反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本条第1号が適用されること。
- ② 公開請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者には、第19条第2項の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、審査請求手続において反対の意思を表示する機会は保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。
- ウ 公開決定等を取り消す裁決については、原処分庁において、再度公開請求に対する公開・非公開の決定を行うことになるので、第14条第3項が直接適用される。
- なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第14条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨に鑑み、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

第21条 審査会の設置

第21条 実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議し、当該実施機関に答申するため、守口市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、市長に答申する。

【趣旨】

本条は、審査会の設置の根拠規定であるとともに、その所掌事務を定めるものである。

【詳解】

1 設置

審査会は、本条例に基づく公開請求権制度の要となるものである。

2 審査会は、第19条の規定による実施機関の諮問に応じ、公開決定等に対する審査請求について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う。

審査会の性格については、最終的な判断を行う裁決機関とすべきとの考え方もあり得るが、裁決機関とすると一般に手続が厳格になり、簡易迅速な救済の実現が困難となるおそれがある。また、全ての行政分野にわたる審査請求について、審査会が最終的な判断を行うことは實際上極めて困難である。むしろ、実施機関に最終的な判断権限を残しつつ、審査会が第三者的立場から意見を述べることの方に積極的な意義が認められることから、審査会を諮問機関と位置付けることとした。

第22条 組織

第22条 審査会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

審査会の組織、委員数、委嘱、任期、守秘義務等を定めたものである。

【詳解】

1 審査会は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する委員の3人以内で組織することとされている。委員の任期は、2年（再任可）とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とされている。

2 審査会の委員は、非常勤の職員であることから、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職となり、同法第4条第2項の規定により、同法34条第1項の守秘義務は適用されない。このことから、本条第5項により、委員に守秘義務を条例上課すこととしたものである。

第23条 審査会の調査権限

- 第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。
- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めるものである。

【詳解】

（第1項関係）

1 公開決定等に係る公文書の提示

本項は、いわゆるインカメラ審理手続を定めるものである。

審査会において、諮問実施機関の公開・非公開の判断が適法、妥当かどうか、部分公開の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が公開決定等に係る公文書を実際に見分することが有効であることから、審査会が公開決定等に係る公文書についてインカメラ審理を行うことができることとした。

（1） 「必要があると認めるとき」

「必要があると認めるとき」とは、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

通常の場合には、審査会は、公開決定等に係る公文書を直接見分した上で判断することとなると考えられるが、係争の文書に記載されている情報には、その性質上、特定の

最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきはないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該文書の提示を求める必要性について判断することとなる。

(2) 「公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。」

合議体を構成する委員に、公開決定等に係る公文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、諮問実施機関の判断により、提出することも可能である。

(3) 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。」

審査会に提示された係争文書は、まさにその公開の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該文書の公開決定がなされて実際に公開されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不適當である。このため、何人も、審査会に対して、提示文書の公開を求めることができないことを明記したものである。

なお、当該文書の内容を知ることのできた委員は、当該内容を、その事件の審議に当たる審査会の委員以外の者に知らせてはならない。

(第2項関係)

2 指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出

(1) 「公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料」

一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の非公開情報の規定が複雑に関係するような事案にあつては、非公開の文書と非公開の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、非公開（特に部分的な非公開）とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

(2) 「必要があると認めるとき」

審査会の調査権限は、第1項により係争文書を直接見分して行う方法があり、新たに資料を作成・提出させることは諮問実施機関に負担を課すことにもなるため、必ずしも全ての事件においてヴォーン・インデックスを求めることとなるものではない。ヴォーン・インデックスは、文書量等が多く、複数の非公開情報の規定が複雑に関係するような事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案などの場合に求められることとなろう。その際の、「必要があると認めるとき」の意味については、本項は、

公開決定等に係る文書自体を提示させるものではないので、第1項の場合のような厳格な判断は求められない。公開決定等に係る文書の提示の要否をにわかに判断しがたい場合には、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が必要か否かが判断されるべきである。

(3) その他

ヴォーン・インデックスを求める時期、特に公文書を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。また、「審査会の指定する方法」については、公文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するという趣旨である。

(第3項関係)

1 公文書の提示の求めに応ずる義務

前述のように、公開決定等に係る公文書によっては、その提示を求めるか否かについては慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審査会が提示を求めることとしたのであれば、当該文書の見分は事件を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問実施機関は、審査会が「必要であると認めるとき」には、公開決定等に係る文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

(第4項関係)

1 意見書又は資料の提出要求等の必要な調査

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査請求等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めたりするなどの調査ができる。

(1) 「適当と認める者にその知っている事実を陳述させ」

「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである。

「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。

(2) 「適当と認める者に……鑑定を求めること」

「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、提出した審査請求人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を聴くべきであると考えられる。

また、審査請求人等が提出又は提示した意見書又は資料の情報、行った説明の内容に

ついて、審査請求人等から、特別の考慮を払う必要がある性質の情報が含まれていることを理由として、委員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があったときは、審査会は、当該意見に従う必要がないことが明らかである場合を除き、それらの情報や説明内容が委員以外の者の知るところとならないよう対応すべきである。

(3) 「その他必要な調査」

例えば、諮問実施機関に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審査請求人等への質問（同法第36条）がある。

(4) その他

諮問実施機関は、必要と認めるときは、自ら当該調査を行った上、その調査結果を審査会に提出することが可能であるし、審査請求人及び参加人は、審査庁に対して、当該調査の申立てを行うことができる。

第24条 意見の陳述

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めるものである。

【詳解】

（第1項関係）

1 意見陳述の機会確保

(1) 「審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」

審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法第31条と同様の趣旨によるものである。

本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査請求人・参加人のみならず、諮問実施機関にも意見陳述の機会を与えることとしている（本条以降の規定においても、基本的に、諮問実施機関を審査請求人・参加人と同列に扱っている）。

(2) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」

審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の公開・非公開の判断の先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はない。

(3) 行政不服審査法による意見陳述との関係

本条の規定は、行政不服審査法第31条の規定による口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

（第2項関係）

1 補佐人の出頭

「審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる

る。」

「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、その立場は審査請求人又は参加人の発言機関にすぎないと解される。

「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきであろう。

なお、諮問実施機関については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該諮問実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

第25条 意見書等の提出

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めるものである。

【詳解】

(1) 本条は、第24条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。

「意見書」は、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」は、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他のものである。

(2) 意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてからは提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができる。

「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第26条 委員による調査手続

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めたものである。

【詳解】

1 指名する委員による調査

審査会の調査権限は第23条で規定されているが、全ての調査を合議体の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事件の審議に当たる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。このため、本条では、審査会が必要であると認めるときは、審査会の指名する委員に調査を行わせることができることとしている。

2 委員が行うことができる調査

(1) 「第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ」

諮問実施機関が提示する公文書について、合議体を構成する委員全員がそろわなくても、一部の委員だけで見ることができることを意味する。特に、公文書の見分は、諮問実施機関が非公開情報と判断した情報を直接見分できる重要な情報であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にするという意義をもつ。

なお、第23条第1項の規定による公文書の提示の求め及び同条第2項の規定による資料の作成・提出の求めは、合議体として行うものであり、委員が行うことはできない。

(2) 「同条第4項の規定による調査」

例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。

(3) 「第24条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせる」

審査請求人等の口頭意見陳述は、本来、事件の調査審議を担当する合議体に対して行われるものであるが、合議体の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を合議体に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

(4) その他

審査会に提出された意見書又は資料の検討や、答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。

一方、審査請求人等の権利行使を制限する決定（口頭意見陳述の申立ての拒否（第24条第1項ただし書）、補佐人の出頭の拒否（第24条第2項）、提出資料の閲覧請求の拒否（第27条）、答申の決定等は、合議体でしか行えない。

第27条 提出資料の閲覧

第27条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等に、審査会に提出された意見書等の閲覧権を認めるものである。

【詳解】

本条は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としており、行政不服審査法第38条にならい、職権主義の手續の中に当事者主義的要素を導入したものである。

(第1項関係)

1 意見書等の閲覧

(1) 「審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。」

ア 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、第23条第2項の規定により審査会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第25条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」を指すものである。

なお、仮に公開決定等に係る公文書が提出されていても、当該文書はその公開の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手續において当該文書の閲覧を求めることは当然できない。

イ 本条の閲覧請求権は、審査会の調査審議手續における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

(2) 「審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」

ア 本条は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

イ しかしながら、閲覧に供することにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は、閲覧請求を拒否できる。

「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に非公開情報（閲覧を求める者が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必

ずしも非公開にする必要のないものもあり、本条例第7条の非公開情報の範囲と完全には一致しない。)に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にわたる場合などが考えられる。また、本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、本規定による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。

特に、本条例においては、通常の処分に係る審査請求手続と異なり、文書の公開・非公開が問題となっていることから、本条による閲覧を認めることにより、非公開情報が公開されることとならないように留意する必要がある。このため、審査会は、閲覧の求めがあった場合は、原則として、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴き、閲覧を拒むべき合理的な理由があれば（意見書又は資料の存否を応えること自体が非公開情報を明らかにすることとなる場合を含む。）、当該閲覧請求を拒否することとなる。

また、意見書又は資料に第三者の情報が含まれていても、閲覧により当該第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合があり得るが、この場合には、閲覧の許可に先立ち、当該第三者に意見書提出の機会を与えるなど、第13条に準じた運用を行うべきである。

（第2項関係）

1 日時及び場所の指定

審査会は、本条第1項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないよう、その日時・場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

第28条 調査審議手続の非公開

第28条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【詳解】

審査会の調査審議は、公文書の公開・非公開の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると非公開情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開とすることとした。また、このような理由から、審査会の調査審議は、審査請求人、諮問実施機関等の当事者の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。

なお、審査会の説明責任は、答申の内容の公表を通じて担保されるものとする。

審査会が議事録等の調査審議の記録を作成する場合には、本条例に基づく公開請求の対象となり得る。審査会の調査審議が、通例、公文書の非公開情報該当性に関して行われることから、調査審議の手続が非公開とされる趣旨からして、仮に公開請求があっても非公開とされる場合が多いと考えられ、また、特別の考慮が払われるような性質の情報に係る事件の調査審議の記録については、公開決定等に先立ち、関係実施機関の意見を聴く等により慎重な判断を行うことが適当である。

第29条 答申書の送付等

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めるものである。

【詳解】

審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。なお、答申は諮問実施機関に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問実施機関に送付される。

公開請求権制度の要である審査会の答申は、その説明責任の観点からも公にされるべきである。ただし、答申書には、人の氏名等、一般に公表することが適当ではない部分が含まれているので、当該部分を除いた答申の内容を公表することとしている。

第4章 総則

第30条 公開請求をしようとする者に対する情報の提供等

第30条 実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、この法律の円滑な運用を確保する観点から、実施機関が公開請求をしようとする者の利便を考慮した措置を講ずる旨を定めるものである。

【詳解】

1 公文書の特定に資する情報の提供等

本条は、実施機関に対し、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求ができるよう、適切な措置を講ずべきことを想定したものである。

(1) 「公文書の特定に資する情報の提供」

「公文書の特定に資する情報の提供」とは、公開請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。

公開請求の手續について定めた第6条第1項では、公開請求者は、実施機関に対し、公開請求書を提出することとされており、当該請求書には必要的記載事項として「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載することとしている。しかし、市民一般にとって、自分の知りたい情報が、公開請求をしようとする実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることは容易でないことが想定される。

このため、公開請求者がその請求前において、容易かつ的確に公文書を特定できるようにするため、実施機関に対し、公開請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨を定めたものである。

なお、公開請求書に、「公開請求に係る公文書を特定するに足る事項」の記載が不十分なときは、実施機関は、公開請求者に対し、その補正を求めることができることとされているが、その際、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供すよう努めることとされている（第6条第2項）。

(2) 「その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」

公文書の特定に資する情報の提供以外の、公開請求者の利便を考慮した措置としては、例えば、請求窓口の整備、公開請求に係る手續等の教示・案内窓口の整備等が考えられる。

第31条 運用状況の公表

第31条 市長は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市長が、本条例の施行の状況について各実施機関に報告を求め、毎年度これを取りまとめて公表することを定めたものである。

【詳解】

本条例の公開請求権制度が十分機能しているかどうかは、その目的に照らして重要な意味があり、本条例の施行の状況を把握し、必要と認める場合にはその改善措置を適時適切に講ずる必要がある。

また、本条例の施行の状況を広く市民に明らかにし、本制度及びその運用に対する正確な理解を深めることも重要である。

このため、市長は、各実施機関から本条例の施行の状況についての報告を求めることができることとし、毎年度当該報告を取りまとめてその概要を公表することを義務付けることとしたものである。

（第1項関係）

1 施行状況についての報告

市長が報告を求める本条例の施行の状況の内容については、例えば、公開請求の状況、公開・非公開決定の状況、審査請求の状況等が考えられる。

（第2項関係）

1 概要の公表

「その概要を公表する」としているのは、提出された報告を市民に分かりやすく整理し、又は解説を加える趣旨であり、公表の方法としては、例えば、広報紙等の印刷物の配布、インターネットへの掲載などが考えられる。

第32条 実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実

第32条 市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、広く情報公開の総合的な推進を図る観点から、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について、市の努力義務を定めたものである。

【詳解】

1 「情報の公開の総合的な推進」

本条例の目的である「市の有するその諸活動を市民に説明する責務」を全うするためには、公開請求権制度による公文書の公開にとどまらず、市が自発的にその保有する情報の提供を行っていく制度についても充実させることが必要であり、公開請求権制度と情報提供制度が相互に補完し合いながら、総合的な情報の公開の推進を図るべきことを明確にしている。

2 「情報の提供に関する施策の充実」

従来行っている情報の提供はもとより、第1条の目的を踏まえ、例えば、①各実施機関の基本的な政策、重要な政策等に関する情報、②環境、消費者保護等の市民生活に関係が深い情報について、広く市民に、適切な時期に、適切な方法で提供していくなど、更に、情報提供の量的充実又は質的向上のための方策を講ずることに努めることが求められる。

第33条 委任

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

条例に規定されていない内容については、施行規則等に委任することを定めたものである。

【詳解】

実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であり、一つの機関が他の機関に対して指揮監督を行う権限を有していない。したがって、この条例に基づく事務に関して必要な事項は、各実施機関において定めるものである。

第34条 罰則

第34条 第22条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

【詳解】

情報公開審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、本条例第22条第5項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

罰則の上限については、地方自治法の定める上限である1年以下の懲役とした上で、罰金刑についても500,000円以下としたものである。